

法説『梵網經疏』卷上における 三聚淨戒解釈と戒体説

中 西 俊 英

1. はじめに

本稿は、卷上のみ現存する法説¹⁾ (718-778) の『梵網經疏』(以下、『疏』)を中心対象とし、『疏』にみられる法説独自の解釈とその思想史的な位置を考察するものである。なお、本稿における『疏』の引用は「東大寺本」²⁾からおこない、その紙数を示すこととする。

2. 先行研究にたいする本稿の位置どり

法説『梵網經疏』にかんする先行研究のうち、惠谷隆戒(1937)は、惠谷氏が京都の書店から入手した写本を翻刻したものである。あわせて、内容の簡単な解説が付されている。經論の引用箇所等から判断するに、翻刻部分の誤写が多い。

石田瑞麿(1971)は『梵網經』の概説書であるが、法蔵『梵網經菩薩戒本疏』(以下、『本疏』)や法説『疏』など様々な『梵網經』注釈書の内容を、『梵網經』本文の解釈に資する限りで紹介し、おおまかな相違を確認することができる。

吉津宜英(1991, 652-658)および拙稿(2011)は、法説の教学にかんする研究であり、『疏』の「第三機教分齊」に記載される教相判釈の解釈が中心である。

本稿は、「東大寺本」の存在に留意しつつ、上記の先行研究で考察があまりなされていない、玄談部分の「第一教起所因」「第二明經宗体」を取り上げる。具体的には、この部分に記載される三聚淨戒解釈と戒体論である。なお、法説『疏』の記載内容が簡略であって理解できない箇所があるため、影響の大きい法蔵の『本疏』³⁾を補助線として考察をおこなった。

3. 法説『疏』の三聚淨戒解釈

法説『疏』は、「第二明經宗体」において「最初に宗を説明すると、三聚淨戒こそが宗に他ならない」⁴⁾と述べるように、『梵網經』の「宗」すなわち思想的

エッセンスを三聚浄戒とみなす。『梵網經』に説かれる梵網戒（十重戒・四十八輕戒）は三聚浄戒であるという理解である。そして、この理解にもとづき、三聚浄戒の重要な点として、「受縁」「受体」「持犯」「捨戒」「悔過還浄」について説明してゆく。法蔵『本疏』には、菩薩戒を日常で実践する指針を示すという意識があり⁵⁾、『疏』はそれを継承しつつ、別の観点から補足を試みたと思われる。

なお、『梵網經』そのものには、「三聚浄戒」という表現も、その内容にかんする言及もないという点を考慮すれば、上記の梵網戒解釈は、『梵網經』そのものとは異なるといえる。梵網戒の位置づけについて、諸注釈書は三聚浄戒のうちの律儀戒に含めることが多いが、法蔵『本疏』は、それに加えて、梵網戒は三聚浄戒であるという解釈も記載する⁶⁾。法説『疏』の理解は、法蔵『本疏』が示した解釈を、三聚浄戒に一元化したと考えられる。

また、『梵網經』が説かれた理由を説明する「第一教起所因」では、「順真如心本清浄故」として次のようにいう。

一切衆生心性清浄而為煩惱之所隱覆，是以如來立茲禁戒。外防惡法，內順真如，究竟証得如來藏性，名清浄戒。故文云，「我今為此大衆，重説十無尽藏戒品。一切衆生戒本源自性清浄」。即此義之。（東大寺本，第3紙右-左）

『疏』によれば、禁戒（梵網戒）によって、外面的な惡の行為が防がれるのみならず、自己の心性の本来的清浄性も回復される。煩惱所覆の如來藏から法身へという体系の中に戒を位置づけている。法説『疏』は、如來藏・仏性と戒の関連に問題意識がある。たとえば、「第三機教分齊」の教相判釈では、『大乘起信論』などが位置づけられる「第五・藏性縁起宗」に『梵網經』を配当する⁷⁾。これは『疏』の大きな特徴である。『疏』は、法蔵『義記』が提示した「如來藏縁起宗」という枠組みの中で戒を捉えようとしたと考えたい。

ところで、法蔵『本疏』は「この心こそが戒を得るのだ」⁸⁾と明確に述べ、菩提心が戒を得るとする。そして、次のようにいう。

初明戒無自性起藉因縁。謂，此戒法既從因縁必無自性。無自性戒名為「戒光」。以仏説為縁，機感為因，或師授為縁，菩提心為因。無自性戒方得發起。故云，「有縁非無因」也。（卷一 T40, 607c）

ここでは縁起的関係性の中に、縁起生・無自性なるものとして戒を位置づける。「仏による説示を縁，機の感応が因」もしくは「菩提心を因，授戒師を縁」とし、

これらを因縁とする無自性なものとして戒を捉えている。

また、戒体については次のとおりである。

二、明戒体甚深。（中略）初離色心者、謂此真戒性非質礙又非緣慮。故云「非色心」。又釈、戒於思種而建立故。用思種為體故云「非青等色」也。於思種上仮立為色故云「非心」也。（卷一 T40, 607c）

「又釈」の前後で二説示される。「非色非心戒体説」と「種子戒体説」とも思われるが、後半部分について、筆者は両説を会通した解釈と考える。つまり、（菩提心が因だから、）「思」の種子を体とする「非色」のものであると同時に、「思」の種子に仮立した色なので「非心」の戒体でもある。体用（本質と顕現）的範疇を用いて二説を会通していると思われる。

法説『疏』は、「発菩提心は戒の因である」⁹⁾として菩提心を重視しつつも、『本疏』の理解とは少し異なる。『疏』は、「第二明經宗体」の「釈名」の箇所、三聚淨戒は「作戒」と「無作戒」の二面があると述べる。

釈「作」「無作」者、此三聚戒、皆具二種。謂、三業思有所動作。故名為「作」。三羯磨後、無復動作、故名「無作」。（東大寺本、第11紙左）

そして、「出体」の箇所「有宗」「經部」「大乘」の戒体解釈を記載する。「有宗」は『雜阿毘曇心論』『俱舍論』にもとづいた「作戒も無作戒も色法を体とする」説であり、「經宗」は『成実論』にもとづいた「作戒は色法を体とし、無作戒は非色非心を体とする」説である。「大乘」の説は以下のとおりである。

作戒用三業現行思為體。身・語二業、用發動思、以為緣性。意業則以審・決二思而為體性。（中略）其無作戒用三業思種有防非功能。以為體性。由菩薩心引起思願熏識成種流。至後世及入餘心無心等位不名失戒。（中略）今、約菩薩通三業思、以初要期防意罪故俱熏成種。然約功能增長分位、仮立無表、非実有也。（東大寺本、第12紙右-左）

法説『疏』は、「大乘」の説として、作戒は思を体とし、無作戒は種子を体とする説を記載する。内容的には道宣（596-667）の『四分律刪補隨機羯磨疏』や基（632-682）の『大乘法苑義林章』『表無表章』なども参照していると思われるが、ここでは立ち入らない。明言はしないものの、思を体とするなら「非色」であり、種子に仮立するなら「非心」となり、結論的には法蔵『本疏』と共通する。法説『疏』は、法蔵『本疏』の「非色非心戒体説」と「種子戒体説」の両説を会

通する考え方を踏まえつつ、三聚淨戒における作戒と無作戒の観点を導入して戒体を解釈し直したのではないだろうか。

また、興味深い点として、『疏』は、自誓受戒や発心のみで戒を得るのではなく、授戒師や儀式を必要とする当時の状況を端的に記載している。『疏』の「第二明經宗体」の「受縁」では、戒を授かる場合を説明し、大乘の場合として、(1)「仏在世時に仏から授かる」、(2)「仏滅後に戒師から授かる」、(3)「仏滅後に三聚淨戒を自誓受戒」、(4)「発心するのみで戒を得る」という4つのパターンを記載する。そして、「最初の場合は現在では実践していない、第三は希有な事例であり、第四も理解はしうる。第二の場合のみ時宜にかなって盛んに実践されている」¹⁰⁾と述べる。法説『疏』は、発心の重要性に注意しつつ、自誓受戒ではなく、戒師から戒を授かる方法が当時の時流であると記す。そして、このすぐ後で、「礼三宝」「懺悔」「發菩提心」「請師僧」「遮難」「帰依」「羯磨」「請証」「説相」「廻向」という十の観点から授戒儀軌を説明してゆく。法蔵『本疏』と同様、発心を重視するが、授戒儀軌にたいする関心が法説『疏』の独自の点といえるであろう。なお、この箇所の内容は、經論の引用が中心であり、上記の十の観点もその大半が同時代の授菩薩戒儀と共通している¹¹⁾。

4. おわりに

以上、法説『疏』の三聚淨戒解釈およびそれと関連した戒体理解について、考察をおこなった。本稿があきらかにしたことがらは、以下のとおりである。

- ・法説『疏』は、『梵網經』の戒（梵網戒）を三聚淨戒と把握する。これは法蔵『本疏』の記載内容を一元化したものである。
- ・法説『疏』は、『梵網經』を「藏性縁起宗」に配当するなど、如来藏や仏性と戒との連関に問題意識がある。
- ・法説『疏』は、三聚淨戒における作戒と無作戒の二面を考え、これを前提とした戒体説を記載する。作戒は思を体とし、無作戒は種子を体とする説である。結論的には、法蔵『本疏』と共通しており、『疏』は『本疏』の戒体説をアップデートしたものといえる。

その他、法説『疏』には当時の授戒の様相が端的に記載されるなど、授戒儀軌にたいする関心も確認することができた。『疏』に記載される十門の内容と同時代の菩薩戒儀との関連も興味深い。この点は今後の課題としておきたい。

- 1) テキストによって「法銑」「法説」の二種の呼称が確認されるが、本稿では、最も古い表記と推測される「説」で統一する。
- 2) 「東大寺本」の書誌情報や『疏』の科段については拙稿（2018b）を参照されたい。
- 3) 法説『疏』は、『梵網經』の諸注釈書の中で、法蔵（『本疏』）にのみ設けられる「通局」（「通塞」）という項目を設ける。これは梵網戒の日常における運用にあたっての線引きを規定したものである。法説『疏』における「通塞」の内容は、法蔵『本疏』を踏襲することが多い。また、凝然『梵網戒本疏日珠鈔』も「法銑法師造此經疏二卷。所立義門並依賢首大師今疏」（卷三 T62, 21b）と指摘する。
- 4) 法説『疏』：初辨宗者，即以三聚淨戒為宗（東大寺本，第5紙左）。
- 5) 石井公成（1996, 332–360）および拙稿（2018a）。
- 6) 『梵網經』諸注釈書の先行研究を参照した上で、拙稿（2018a）では、『梵網經』の十重戒を明確に三聚淨戒と捉える解釈を提示するのは、法蔵『本疏』であると指摘した。
- 7) 法説『疏』：今此『戒經』義當第五。故文云，「當常有因故有」。此即藏性以為正因能起善法也（東大寺本，第28紙左）。
- 8) 法蔵『本疏』：三，次二句辨信益。謂，由信自有自性住仏性。信仏是至得果性。謂，起此信，即是發入理菩提心。此故，此心即是得戒（卷一 T40, 607a）。
- 9) 法説『疏』：發菩提心者，是戒因故（東大寺本，第7紙右）。
- 10) 法説『疏』：四中初一，非今所行。第三事希，第四可解。但第二時所盛行（東大寺本，第6紙左）。
- 11) たとえば、湛然（711–782）の『授菩薩戒儀』は「開導」「三帰」「請師」「懺悔」「發心」「問遮」「正授戒」「証明」「現相」「説相」「広願（廻向）」「勸持」の十二門から成る。

〈一次文献〉

法説『梵網經疏』（東大寺図書館・貴重書 X114–267）

〈二次文献〉

石井公成 1996『華嚴思想の研究』春秋社。

石田瑞磨 1971『仏典講座14 梵網經』大蔵出版。

惠谷隆戒 1937「新出の唐法銑撰梵網經疏卷上之上に就いて」『日華仏教研究会年報』2: 183–221。

中西俊英 2011「天竺寺法説の教学とその背景——『梵網經疏』断簡を中心に——」『印度学仏教学研究』59(2): (45)–(48)。

中西俊英 2018a「法蔵における日常実践と教理の接続——『梵網經菩薩戒本疏』を中心に——」『南都仏教』100（予定）。

中西俊英 2018b「東大寺図書館所蔵の法説『梵網經疏』——書誌情報と基礎的考察——」『仏教学研究（韓国）』54（予定）。

吉津宜英 1991『華嚴一乗思想の研究』大東出版社。

〈キーワード〉 法説，梵網經，梵網經菩薩戒本疏，三聚淨戒，戒体

（東大寺華嚴学研究所研究員，博士（文学））